



相武台周辺地域小・中学校の学習環境にかかる  
検討結果報告書

令和4年3月

相武台周辺地域小・中学校の  
学習環境のあり方検討協議会

## 1 検討の背景

相武台地区においては、昭和40年代から昭和50年代にかけての人口急増期に設立された小・中学校が多く、昭和42年に相武台小学校、昭和48年に緑台小学校、昭和51年に北相武台小学校、相武台中学校、昭和56年に磯野台小学校が開校しました。

人口減少社会を迎え、少子化による児童生徒の減少が学習環境へ与える影響が全国的な課題となっており、相武台地区の小学校の児童数は、大規模団地の年齢構成の変化や少子化により、昭和56年をピークに減少し、平成13年に北相武台小学校、磯野台小学校を再編して、もえぎ台小学校を開校しました。

その後、平成24年度から平成28年度までの間、もえぎ台小学校がクラス替えのできない1学年1学級の学年の発生により、過小規模校（※）になり、平成29年度から、相武台小学校が、令和元年度（平成31年度）から、もえぎ台小学校が過小規模校になっています。

こうした過小規模校で学ぶ子どもたちのために、多様な考え方に触れることができる学習環境の整備が求められており、相模原市教育委員会からの依頼を受け、「相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を平成30年8月に設置し、相武台周辺地域の子どものための望ましい学習環境の実現に向け、検討を開始しました。

（※ 過小規模校とは、11学級以下の小学校、5学級以下の中学校）

## 2 検討の経過

検討協議会は、平成30年8月にスタートし、途中、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を自粛しましたが、令和3年10月までに、書面会議を含め検討協議会を9回開催し、検討を重ねてまいりました。

### 【検討経過】

回数	開催年月日	主な内容
第1回	平成30年 8月10日	教育委員会から、児童生徒数の状況や学校規模などの考え方の説明があり、会長・副会長の選任を行った。
第2回	10月24日	小・中学校を取り巻く現状と課題について、グループワークによる検討を行った。
第3回	平成31年 1月18日	現状の学校規模と望ましい学校規模の良い点、不安な点について、グループワークにより比較検討を行った。
第4回	3月26日	現状の通学区域の良い点や不安な点、不安な点の解消による効果について、グループワークによる検討を行った。
第5回	令和元年 12月 9日	通学区域の変更のみ行ったパターンと、過小規模校の発生回避の観点で設定した3つの再編パターンについて、グループワークによる比較検討を行った。

新型コロナウイルス感染症対策による会議開催の自粛		
第6回	令和2年12月8日	これまでの検討経過を確認し、検討結果報告書の骨子について、検討を行った。
第7回	令和3年2月15日 ～22日	検討結果報告書(案)と、保護者への意見聴取(案)について、書面会議により検討を行った。
第8回	令和3年7月1日	これまでの検討経過を確認し、検討結果報告書(案)について、検討を行った。
新型コロナウイルス感染症対策による会議開催の自粛		
第9回	令和3年10月28日	これまでの検討経過を確認し、検討結果報告書(案)と保護者への意見聴取(案)について、検討を行った。
	11月10日 ～30日	検討結果報告書(案)を保護者へ示し、意見聴取を行った。
第10回	令和4年1月17日	保護者への意見聴取を踏まえた、検討結果報告書の取りまとめについて、検討を行った。

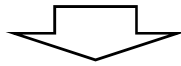
### 3 検討協議会委員の意見

#### (1) 学校規模について（第3回検討協議会）

現状の学校規模（1学年2学級）について、良い点や不安な点（課題）と、市教育委員会  
が示す「望ましい学校規模（1学年3～4学級）」になった場合、期待する点、不安な点（課  
題）を比較検討し、以下のとおり「学校規模に関する意見」を整理しました。

#### 【現状の学校規模（1学年2学級）に対する主な意見】

良い点	不安な点
<ul style="list-style-type: none"><li>・きめ細やかな指導を受けやすい。</li><li>・1クラスのまとまり、団結力がある。</li><li>・教員、子ども、保護者との間で意思疎通が図りやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・人間関係が固定化しやすい。</li><li>・学年に1クラスしかない場合、子ども同士で人間関係に問題が生じても、クラス替えで解消ができない。</li><li>・学校行事の盛り上がりには欠ける。</li></ul>



#### 【望ましい学校規模（1学年3～4学級）に対する主な意見】

期待する点	不安な点
<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもたちの交友関係が広がる。</li><li>・子ども同士が切磋琢磨し、学力、運動能力、その他のスキルを向上できる。</li><li>・クラス対抗の楽しさ、行事の楽しさがある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども、保護者が、全学年の人を把握できず、意思疎通が図りにくい。</li><li>・子どもが多くなると、その分トラブルも増えることが心配である。</li></ul>

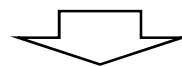
(2) 通学区域と小中一貫教育(※)等について(第4回検討協議会)

現状の通学区域について、5つの視点(小学校と中学校の通学区域、自治会区域、公民館区域、通学距離及び交通事情)から現状の良い点と不安な点(課題)を踏まえ、不安な点(課題)を解決することで期待できる効果を検討し、以下のとおり「通学区域に関する意見」を整理しました。

(※ 小中一貫教育: 学びや育ちの系統性、連続性に配慮した義務教育9年間を見通した教育)

ア 小学校と中学校の通学区域の関係

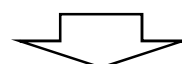
現状の良い点	現状での不安な点
<ul style="list-style-type: none"><li>・小学校と中学校で通学区域が違うので、中学校進学時に新しい友達ができる。</li><li>・小学校でトラブルがあった児童同士が、異なる中学校に進学し、新しい環境の中で再スタートができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・小学校で仲が良かった友達と、中学校入学時に別れ、同じ出身小学校の友達が少ないと、不安になる。</li><li>・小学校と中学校の通学区域が一致していないため、小中一貫教育の良さを生かし辛い。</li></ul>



不安な点を解決することで期待できる効果
<ul style="list-style-type: none"><li>・小・中学校の通学区域を見直し、小学校区域と中学校区域が一致すると、中学校入学時点で小学校時代の友達と別れず、共に学ぶことができる。加えて、9年間を見通した小中一貫教育の効果が高まる。</li></ul>

## イ 自治会区域や公民館区域との関係

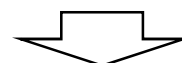
現状の良い点	現状での不安な点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学区域と自治会区域が一致し、見守り活動がしやすい環境である。</li> <li>・児童館、こどもセンターが充実していて、子どもの居場所として活用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会区域と通学区域が一致していないと、地域とともにある学校にならない。</li> <li>・公民館区域と通学区域が一致していないと、通学区域外にある公民館に子どもを送り出す時に不安がある。</li> </ul>



不安な点を解決することで期待できる効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会区域と通学区域が一致すると、地域との連携が深まる。</li> <li>・公民館区域と通学区域が一致し、通学区域内に公民館があると、公民館の利用が容易になる。</li> </ul>

## ウ 通学距離や交通事情との関係

現状の良い点	現状での不安な点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に3つの小学校が密集し、全体的に通学距離が短い環境である。</li> <li>・陸橋や歩道橋があり、県道507号相武台相模原線（通称「村富線」）を安全に横断できる環境である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低学年児童は、通学距離が長いと、夏の暑い日は心配である。</li> <li>・登下校の見守りなど安全対策は図られているが、市道相武台47号は、交通量が多く道幅が狭いため、交通事故が心配である。</li> </ul>



不安な点を解決することで期待できる効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や、地域の方々の意見を取り入れた通学路の見直しや、見守り、安全対策を強化することにより、子どもたちの登下校の安全を確保し、交通事故に巻き込まれるリスクの低減が期待できる。</li> </ul>

### (3) 課題解決方策（再編案）について（第5回検討協議会）

第4回検討協議会までの議論を踏まえ、過小規模校の発生を回避し、望ましい学校規模を確保することや、小学校と中学校の通学区域の不一致を解消し、より効果的な小中一貫教育を展開できることに重点を置いて設定した4つの再編パターンを比較検討し、「学校の再編に係る意見」を次のとおり整理しました。

#### ア 学校規模について

- ・相武台地区の3つの小学校の、通学区域を見直すことでは、過小規模校の解消ができないため、小学校3校を2校に再編することで、過小規模校の解消を図ることが望ましい。

#### イ 小中一貫教育について

- ・将来的には、1つの小学校の児童全員が、同じ中学校に進学できるような通学区域とすることで、仲の良い友人と別れる不安など、中学校進学時の課題が解決し、小中一貫教育の効果も高まることを期待したいため、隣接する地域の小・中学校への影響や、児童生徒数の減少に留意し、検討を進めることが望ましい。

#### ウ 通学時の安全確保について

- ・小学校を再編すると、通学距離が長くなる地域が発生するので、登下校時の安全対策や低学年の児童の負担軽減を検討する必要がある。
- ・同一自治会内で通学区域が分かれられない方が、登下校の見守りなど、地域との連携・協力の面で有効であり、保護者も安心できるので、通学区域が自治会区域と合致している区域は、現状のままにすることが望ましい。

## 4 保護者の意見

相武台地区の保護者の意見聴取では、検討協議会で作成した再編の方向性（再編案）について、意見無しとする意見が最も多く、肯定的な意見、否定的な意見、その他様々な意見がありました。

学校規模の面では、現在、過小規模校、小規模校であることに対し、人間関係が固定化されず、多様な見方、考え方に触れることができるより良い学習環境への整備を行い、早期の再編を望む声がありました。

通学区域については、再編時に通学区域が変更となる児童の環境の変化や、児童の気持ちに寄り添った配慮が必要という意見がありました。また、通学区域の変更により、通学距離が延びたり、通学路が変更となる区域については、通学路の安全確保等の検討をしてほしいという意見が寄せられました。

中学校の通学区域の見直しについては、小学校再編後は、中学校の通学区域の見直しは必要であり、皆が同じ中学校に通えた方が良いという声が多くありましたが、小学校と中学校の通学区域は必ずしも一致しなくても良いという意見もありました。また、生徒の数が少なくなると、部活の選択肢が少なくなってしまうことも鑑みて、検討してほしいという意見がありました。

また、麻溝台・新磯野地区整備推進事業の状況を踏まえ、人口増の可能性に留意していく必要があるという意見も寄せられました。

全体の傾向として、検討協議会で作成した再編の方向性（内容は後述の検討結果のとおり）について、意見無し、概ね肯定的な意見が、第1段階は全体の約8割以上、第2段階は約9割以上を占め、多くの方の賛同をいただきました。

## 5 検討結果

### (1) 意見の総括

現在、相武台地区の小・中学校については、児童生徒数の減少に伴う「過小規模校の発生」、人口急増期の学校設立に係る通学区域の設定に伴う「小学校と中学校の通学区域の不一致」という2つの課題を抱えており、これらの課題を改善し、より良い学習環境を整備することが、子どもたちの学びや育ちに有益なものと考えます。

#### ア 過小規模校の解消について

- ・「過小規模校の解消」については、小規模校の良い点を生かした教育活動を継続し、現在の学習環境を維持することも考えられますが、小規模校の不安な点を考えると、小学校の再編を行うことにより、1学年1学級が存在する過小規模校を解消し、1学年2から3学級となるように、学校規模を整備する方が、「人間関係が固定化せず、子どもたちの交友関係が広がり、社会性やコミュニケーション能力が身につくこと」や、「子ども同士が切磋琢磨する環境の中で、学力や運動面などの成長が引き出されること」、「子ども同士のトラブルをクラス替えにより緩和できること」などの点で、メリットが大きいと考えます。
- ・ただし、個々の児童の学習面や生活面の状況を把握し、きめ細かな指導や支援ができるように職員体制を整備するなど、保護者の不安を解消する必要があると考えます。

#### イ 小学校と中学校の通学区域の不一致について

- ・「小学校と中学校の通学区域の不一致」については、隣接する地域の小・中学校への影響を十分に考慮し、相武台地区の小学校から1つの中学校に進学できるように、通学区域を見直すことにより、友人関係の継続性を確保しつつ、他の小学校から進学する友人との新たな出会いも確保できる点や、より効果的な小中一貫教育が展開できる点で、メリットが大きいと考えます。



#### ウ 小学校の再編や通学区域の見直しに伴う留意点

- ・小学校の再編や小・中学校の通学区域の見直しにあたっては、通学距離や交通状況、自治会区域、公民館区域など地域の実情を十分に留意し、検討を進める必要があると考えます。
- ・特に、自治会区域と通学区域が一致することで、「学校と地域の連携が深まり」、現在、地域で実施している見守り活動に加え、今後は、教育委員会の協力を得て、学校運営協議会（コミュニティースクール）を設置し、学校と地域のパートナーシップの構築による先進的な教育を実現し、子育て世代にとって魅力あるまちづくりを進める必要があると考えます。
- ・再編に伴う小学校の施設の選択にあたっては、子どもたちが余裕をもって日常を過ごせる空間を確保できるよう、長期的な視点で、決定する必要があると考えます。

#### (2) 再編の方向性

今後の相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について、検討協議会の意見を総合的に勘案し、次のとおり具体的な内容を、相武台周辺地域における望ましい学習環境の実現に向けた再編の方向性として、1つの案を提案するので、子どもたちの学びや育ちに有益となるよう、教育委員会において十分に検討されたい。

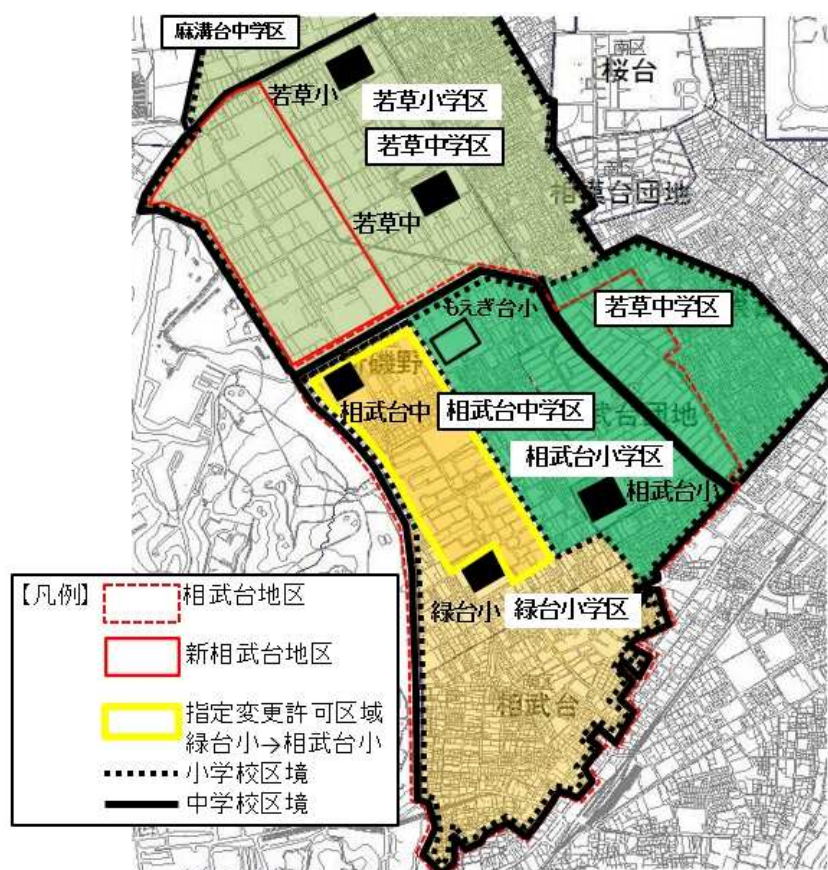
ア 第1段階

【具体的な内容】

- ・ 3小学校のうち、もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編。
- ・ 指定校を変更する区域に、指定変更許可区域（※）を設定。

（※ 指定変更許可区域とは、指定された学校とは別の指定した学校へ変更することができる区域。児童への影響を鑑みて、もえぎ台小学校の通学区域から、緑台小学校の通学区域に変更になった区域に、学校施設に余裕がある相武台小学校を変更可能校に設定。）

【再編後の通学区域図】



【再編後の児童生徒数】

※令和元年5月1日時点の児童生徒数で試算したもの。

学校名	児童生徒数	備考
相武台小学校	473人	もえぎ台小学校との再編による増
緑台小学校	494人	もえぎ台小学校との再編による増

【補足事項】

- ・ 緑台小学校は相武台小学校と比較して、学校施設に余裕は少ないが、令和3年度から段階的に導入する35人学級においても、児童数推計では教室数は不足しない見込み。
- ・ 相武台グリーンパークと相武台団地の児童が、同じ自治会内で通学区域が分かれず、それぞれ同じ小学校に就学することができる。
- ・ 通学区域変更後は、通学距離が長くなる地域と、短くなる地域があるが、通学距離の均等化が図られている。

イ 第2段階

- ・次に、再編後の2つの小学校の通学区域に、相武台中学校の通学区域が一致するよう、若草中学校の通学区域の一部の見直しを検討する必要がある。

なお、見直しにあたっては、今後の麻溝台・新磯野地区整備推進事業の状況を踏まえ、検討する必要がある。

## 相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会委員名簿

No	団体名等	氏名	役職	任期
1	相武台地区自治会連合会 会長	瀬尾 守一	会長	平成30年8月～
2	相武台前町内会自治会連合会 会長	加藤 正宏		平成30年8月～平成31年3月
3	相武台前町内会自治会連合会 会長	松嶋 保和		令和元年6月～
4	相武台団地連合自治会 会長	奥野 智		平成30年8月～
5	相武台グリーンパーク自治会連合会 副会長	下野 和昭		平成30年8月～平成31年3月
6	相武台グリーンパーク自治会連合会 会長	村松 幸子		令和元年6月～
7	相武台地区社会福祉協議会 会長	高橋 孝雄	副会長	平成30年8月～
8	相武台地区民生委員児童委員協議会 会長	砂村 久三子		平成30年8月～
9	相武台公民館 館長	伊藤 幸夫		平成30年8月～令和2年3月
10	相武台公民館 館長	宮本 憲雄		令和2年11月～
11	相武台小学校 P T A 会長	宮内 勉		平成30年8月～平成30年9月
12	相武台小学校 P T A 副会長	岩崎 温子		平成30年8月～平成30年9月
13	相武台小学校 P T A	園田 夏子		平成30年10月～平成31年3月
14	相武台小学校 P T A	合田 里沙		平成30年10月～平成31年3月
15	相武台小学校 P T A 会長	木島 理英		令和元年6月～令和2年3月
16	相武台小学校 P T A 会計	望月 仁美		令和元年6月～令和2年3月
17	相武台小学校 P T A 会長	藤原 智彦		令和2年11月～令和3年3月
18	相武台小学校 P T A 副会長	松本 直美		令和2年11月～令和3年3月
19	相武台小学校 P T A 会長	加藤 まゆみ		令和3年5月～
20	相武台小学校 P T A 副会長	香江 有里		令和3年5月～
21	緑台小学校 相武台中学校 P T A 会長	関塚 孝枝	副会長	平成30年8月～
22	緑台小学校 P T A 会長	長澤 千絵		平成30年8月～
23	緑台小学校 P T A 副会長	畠山 奈々絵		令和2年11月～
24	もえぎ台小学校 P T A 会長	迫 由美		平成30年8月～平成31年3月
25	もえぎ台小学校 P T A 副会長	佐藤 圭子		平成30年8月～平成31年3月
26	もえぎ台小学校 P T A 副会長	今村 貴子		令和元年6月～令和2年3月
27	もえぎ台小学校 P T A 会計	星野 千鶴		令和元年6月～令和2年3月
28	もえぎ台小学校 P T A 副会長	橋口 まり子		令和2年11月～
29	もえぎ台小学校 P T A 会計	名畑 雅子		令和2年11月～
30	もえぎ台小学校 P T A 会長	松本 公美		令和3年5月～
31	相武台中学校 P T A 会長	松田 由美子		平成30年8月～平成31年3月
32	相武台中学校 P T A 書記	宮城 武広		平成30年8月～平成31年3月
33	相武台中学校 P T A 会長	笹原 砂知子		令和元年6月～令和3年3月
34	相武台中学校 P T A 副会長	河野 愛		令和元年6月～令和3年3月
35	相武台中学校 P T A 副会長	片山 朋代		令和3年5月～

## 相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会設置規約

## (設置)

第1条 相武台周辺地域小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議等を実施するため、「相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」(以下「検討協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 相武台周辺地域小・中学校の現在及び将来の児童・生徒数を考慮し、相武台地区周辺地域小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、相武台周辺地域小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けて必要なこと。

## (委員)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 相武台地区まちづくり会議会長から推薦された者7名
- (2) 相武台小学校PTA会長から推薦された者2名
- (3) 緑台小学校PTA会長から推薦された者2名
- (4) もえぎ台小学校PTA会長から推薦された者2名
- (5) 相武台中学校PTA会長から推薦された者2名
- (6) 検討協議会の会長及び副会長であった者であって、会議運営において会長が必要であると認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、定めない。

## (会長及び副会長)

第5条 検討協議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(傍聴)

第8条 会長は、検討協議会の会議の傍聴の申出があったときは、検討協議会に諮って、当該申出に対する決定を行うものとする。

2 会長は、正常な会議の進行を確保するため必要と認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(庶務)

第9条 検討協議会の庶務は、相模原市教育委員会の通学区域事務主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討協議会の運営について必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年8月10日から施行する。

この規約は、令和2年12月8日から施行する。

(失効)

2 この規約は、検討協議会を解散した日において、その効力を失う。